

児童扶養手当・特別児童扶養手当

現況届・所得状況届の提出をお忘れなく！！

「児童扶養手当」と「特別児童扶養手当」を受給されている方は、毎年現況届の提出が必要となります。対象者には、7月下旬に「現況届」もしくは「所得状況届」を送付しますので、期限までに提出願います。提出がない場合は、以後の手当が受給できなくなります。

児童扶養手当

- ▶ 提出期限 8月3日(月)から8月31日(月)まで
- ▶ 対象者 次のいずれかに該当する18歳までの子(心身に一定以上の障害を有する子の場合は20歳未満)を監護している父または母、もしくは養育者(詳細については、お問い合わせください)
 1. 父母が離婚した後、父または母と一緒に生活していない子
 2. 父または母が死亡した子
 3. 父または母に重度の障害(国民年金の障害等級1級程度)がある子
 4. 父または母の生死が明らかでない子
 5. 父または母から引き続き1年以上遺棄されている子
 6. 父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている子
 7. 未婚の母の子
 8. その他、生まれたときの事情が不明である子



特別児童扶養手当

- ▶ 提出期限 8月12日(水)から9月11日(金)まで
- ▶ 対象者 次のいずれかに該当する20歳未満の子を家庭で監護している父または母、もしくは養育者(詳細については、お問い合わせください)
 1. おおむね身体障害者手帳1～3級に該当する子
 2. 療育手帳(A)、A、おおむねB-1に該当する子
 3. 日常生活が極めて困難な精神障害のある子※ただし、上記に該当しても、次のような場合は支給されません。
 - ・障害を支給事由とする年金を受けているとき
 - ・児童福祉施設に入所しているとき
 - ・日本国内に住所がないとき

▶ 問合せ及び提出先 神崎町保健福祉課(神崎ふれあいプラザ保健福祉館) ☎②1603



「心の輪を広げる体験作文」および

「障害者週間(12月3日～12月9日)のポスター」作品募集

障害のある人となない人との心のふれあい体験をつづった作文と、障害のある人に対する国民の理解を広げるためのポスター作品を募集します。

- ▶ 応募資格 作文：県内に在住または通学している小学生以上の方
ポスター：県内に在住または通学している小学生および中学生
- ▶ 作品規格 作文：小学生および中学生は400字詰め原稿用紙2～4枚程度、
高校生以上は原稿用紙4～6枚程度
ポスター：画用紙のB3判または四ツ切(縦長のみ)
- ▶ 応募方法 応募用紙をホームページからダウンロードし、作品に添付して郵送
- ▶ 募集期間 9月3日(日)まで(必着)
- ▶ 問合せ・応募先 〒260-8667(住所記載不要) 県障害者福祉推進課 ☎043-223-2338
※千葉市在住または通学の方は市障害者自立支援課へ応募してください。